

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 30 日

各都道府県・指定都市番号制度担当課・室 御中

個人情報保護委員会事務局総務課

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律第 19 条第 8 号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号の規定による情報連携の対象となる事例について、現在、32 の事例をお示ししていたところですが、先般、第 34 回個人情報保護委員会（平成 29 年 3 月 27 日）において、情報連携の対象となる事例の追加を別紙 1 のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

また、関連して、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」に基づく情報連携に関する Q&A」（平成 28 年 8 月 30 日付事務連絡「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項の条例で定める事務の情報連携の届出にかかる事務処理手順について」

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1202>に掲載している別紙 6）についても、別紙 2 のとおり改正をさせていただきます。

貴課室におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）並びに貴都道府県に係る一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体に対しても、この旨を周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局

広報・調整担当 岡崎補佐、星、谷許

Tel : 03-6457-9605

Mail : kouhou.bangou@ppc.go.jp

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について

(1) 独自利用事務とは

番号法第9条第2項の「条例で定める事務」をいい、条例を定めた地方公共団体は、特定の事務について独自に番号を利用することが認められている。

また、番号法第19条第8号において、独自利用事務のうち、法定事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべき事務として個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすものについては、他の地方公共団体や国の行政機関等と情報連携することが可能とされている。

(2) 独自利用事務の事例の公表

第55回特定個人情報保護委員会（平成27年8月）、第2回個人情報保護委員会（平成28年2月）、第18回個人情報保護委員会（平成28年9月）において、自治体の運営に資するため、平成29年度から開始予定の情報連携の対象となる独自利用事務の事例として32事例を公表してきたところである。（【別添3】①～⑳参照）

(3) 独自利用事務の事例の追加

今般、平成28年の地方分権改革に関する提案募集^(※)における提案を受け、以下の事務について、平成30年度から開始予定の情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加する。（【別添1】、【別添3】㉓参照）

(※) 地方公共団体等から制度改正の提案を広く募るために、内閣府が実施している取組

- ・ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。）

また、同提案を受け、以下の事務について、独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百六の項）に準ずる独自利用事務の事例として追加する。

（【別添2】、【別添3】㉔㉕参照）

- ・ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務
- ・ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

情報連携の対象となる独自利用事務の事例として追加を検討するもの

13-2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の八十五の二の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第一条に定める「中堅所得者等」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給である場合（独自利用事務の根拠規範において「中堅所得者等に対する居住環境が良好な賃貸住宅の供給」、「国民生活の安定」、「福祉の増進」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務である場合

事例：地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。）

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである。

情報連携の対象となる独自利用事務の事例の改正を検討するもの

16 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百六の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定める「学生等」又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」に該当する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」、「修学の促進」、「人材の育成（確保）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭を貸与するものである場合（金銭を支給するものである場合を含む。）

【改正前】

事例：学資の貸与に関する事務（高校・大学等）又はこれに類する事務

【改正後】

事例：ア 学資の貸与に関する事務（高校・大学等）

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

ウ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

エ 上記アからウまでのいずれかに類する事務

※この事例は、上記(1)及び(2)の条件を満たすものである。

※ 上記事務 16 の事例イの文言に併せて修正するもの（下線部）

18 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百十三の項）に準ずる独自利用事務

次の(1)及び(2)の条件を満たすものである。

(1) 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

ア 独自利用事務の対象者が、おおむね高等学校等就学支援金の支給に関する法律第一条に定める「高等学校等の生徒等」若しくは学校教育法第一条に定める「幼稚園、小学校、中学校」に通う幼児、児童若しくは生徒又はその保護者であって、独自利用

事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の教育の機会均等である場合（独自利用事務の根拠規範において「教育の機会均等」又はこれに類する語により規定されている場合）

(2) 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

【改正前】

事例：ア 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

イ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

ウ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

エ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務

【改正後】

事例：ア 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

イ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

ウ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

エ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

オ 上記アからエまでのいずれかに類する事務

○情報連携の対象となる独自利用事務の事例

() 内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務 (10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務 (10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務 (法定事務に係るものを除く。) (18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について (昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務~~(法定事務に係るものを除く。)~~ (31)
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務 (負担金に係る事務) 以外の事務であつて、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務 (補助金に係る事務) (37)
- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務 (54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務 (63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)
- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、108)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、108)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下「障害者総合支援法」という。) に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等) (67、108)

※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。

第55回特定個人情報保護委員会
(平成27年8月6日)
第2回個人情報保護委員会
(平成28年2月15日)
第18回個人情報保護委員会
(平成28年9月16日)
第34回個人情報保護委員会 改訂案 (下線部)
(平成29年3月27日)

- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（67、108）
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務（94）
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務（94）
- ㉒ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。））（94）
- ※ 介護保険法に基づく地域支援事業（法定事務に係るものを除く。）及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ㉓ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務（97）
- ㉔ 学資の貸与に関する事務（106）
- ㉕ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務
（106、113）
- ㉖ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務（106、113）
- ㉗ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）（113）
- ㉘ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務（113、116）
- ㉙ 保育所保育料の減免・免除に関する事務（116）
- ㉚ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務（116）
- ㉛ 難病患者の医療費助成に関する事務（120）
- ㉜ 不妊治療費用の補助に関する事務（120）
- ㉝ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。）（85の2）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」に基づく情報連携に関するQ&Aの一部改正について

標記 Q&A につきまして、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、以下の通り Q&A を改正させていただきます。

(改正前)

Q 1 - 6 一つの独自利用事務において複数の法定事務に準ずるとして届出することはできますか。

A 1 - 6 独自利用事務と当該事務に準ずる法定事務は対一で対応している必要があるため、一つの独自利用事務が複数の法定事務にまたがって準ずるものとして届出することはできません。

なお、基本的にはその独自利用事務の根拠規範となる条例等に対し一つの法定事務が対応すると思われませんが、対象者の種類が法定事務との対応において複数になる場合にはご注意ください。(⇒Q&A 3 - 3 を参照。)

Q 3 - 3 示されている事務について、一つの条例で処理しており、対象者ごとに準ずる法定事務を分離することで事務が煩雑になることが予想されます。準ずる法定事務をどれか一つにまとめて届出をすることは可能ですか。

A 3 - 3 独自利用事務の単位は番号法別表第二に定める法定事務の単位で準ずるか否かを判断しており、条例が同じという理由のみをもって、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することはできません。準ずる法定事務ごとに分けて届出をしていただくようお願いいたします。

例えば「A市子ども医療費助成条例」に基づく「児童」を対象とした「医療費助成に関する事務」の場合、準ずる法定事務は対一で対応することとなりますが、「B市福祉医療費助成条例」に基づく「児童、障がい者、高齢者」を対象とした「医療費の助成に関する事務」の場合、対象者ごとに異なる法定事務に準じて、分けて届出をしていただく必要があります。



(改正後)

Q 1 - 6 一つの独自利用事務において複数の法定事務に準ずるとして届出することはできますか。

A 1 - 6 法定事務と当該法定事務が準ずる独自利用事務は対一で対応している必要があるため、原則として一つの独自利用事務が複数の法定事務に準ずるものとして届出す

ることはできません。

なお、基本的には独自利用事務の根拠規範となる条例等に対し一つの法定事務が対応すると思われませんが、法定事務との対応を判断する上で対象者の種類が複数になると整理する必要がある場合もありますのでご注意ください。(⇒Q&A 3-3を参照。)

Q 3-3 示されている事務について、一つの条例で処理しており、対象者ごとに準ずる法定事務を分離することで事務が煩雑になることが予想されます。準ずる法定事務をどれか一つにまとめて届出をすることは可能ですか。

A 3-3 独自利用事務の単位は番号法別表第二に定める法定事務の単位で準ずるか否かを判断しており、条例が同じという理由のみをもって、まとめて一つの独自利用事務として情報連携することはできません。

下記のような場合には、法定事務と独自利用事務の趣旨・目的の同一性の観点から対象者を整理した上で、同一の条例に基づく事務であっても、準ずる法定事務ごとに分けて届出をしていただく必要があります。

- ・「A市福祉医療費助成条例」に基づく事務が「児童、障がい者、高齢者」を対象とした事務である場合
- ・「B市住宅条例」に基づく事務が「公営住宅に類して設置する住宅、改良住宅に類して設置する住宅、特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅」を対象とした事務である場合など